

令和7年度第2回武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会 会議要録

日 時：令和7年11月18日（火） 午前10時から11時30分まで
場 所：武蔵野市役所西棟 811会議室
出席委員：6人

会議内容の要点

次のとおり（ただし、議事の概要を記載した要点筆記とする。）

1 議事

- (1) 令和7年度第1回武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会会議要録（案）について
[事務局が作成した原案のとおり確定することとした。]

- (2) 令和7年度の開示等状況について（令和7年4月～令和7年9月分）

[事務局より、令和7年4月から9月までの行政文書の開示等の状況について、資料に基づき、請求件数、請求に対する決定区分ごとの決定件数及び開示決定期限の延長を行った開示請求について説明を行った。その後、次のとおり質問があった。]

- 【委 員】 56番について、延長後の決定までの日数及び開示日が記載されていませんが、これは特例延長だからそのようになっているのでしょうか。
- 【事務局】 こちらについては、令和8年1月16日が特例延長後の開示決定期限であり、まだ開示決定が行われていないため、開示決定日及び開示日が空欄になっています。
- 【委 員】 よくわかりました。

[その後、事務局より、令和7年4月から9月までの保有個人情報及び特定死者情報の開示等の状況について、同様に説明を行った。その後、次のとおり質問があった。]

- 【会 長】 ただいまの報告について、質問や意見等がありましたら発言をお願いします。
- 【委 員】 保有個人情報の15番、16番、18番、19番あたりの件について、請求者区分が代理人の方が多いようですが、代理人というのは具体的にはどのような性格の方になるのでしょうか。
- 【事務局】 15番及び16番については、特定の児童に関する開示請求で、児童の保護者本人の立場での開示請求と、本人である児童に代わって法定代理人としての立場での開示請求になります。18番～20番については、いわゆるいじめ事案の当事者としての児童及びその保護者それぞれを本人とする開示請求ですが、児童から見て祖父にあたる方が任意代理人として請求したものです。
- 仮に、訴訟等を視野に入れているような案件であれば、弁護士が任意代理人として関わるケースも想定されます。
- 【委 員】 わかりました。いずれにしても、親族や担当の弁護士等が代理人になるというこ

とですね。よくわかりました。

【事務局】 補足ですが、任意代理人に係る委任状について、国からサンプルとして示されているものを市として様式化して、市のホームページに掲載しています。委任状に記載された事項を基に、代理関係を事前に確認した上で開示請求を受け付けており、正当な代理関係に基づく開示請求であることが手続上担保されるようにしています。

【委員】 安心しました。

[その後、事務局より、審査請求の状況について、資料に基づき、事案の概要、処理経過、情報公開・個人情報保護審査会への諮問に対する答申の概要等について説明を行った。]

(3) C I Mコラムについて

[事務局より、令和7年8月以降のC I Mコラムの掲載状況について、資料に基づき報告を行った。その後、C I Mコラム掲載テーマ案について、資料に基づき説明を行い、その後次のとおり質問があった。]

【会長】 事務局からは報告のほか、「保護司」に関することのテーマ案を提案いただきました。このほか、新たなテーマ案等があれば伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 C I Mコラム以外の記事で取り上げられているかもしれませんが、市の来年度の予算がどのように作られていくのかというプロセスについて、何となくわかっている、その詳細について改めて知りたいと思いました。

特に、市民の要望がどのような形でそこに取り込まれていくのかという視点がコラムの内容に加わるとよいと思いますが、いかがでしょうか。

それともう1つ、C I Mコラムの記事の最後のところに問合せ先が記載されていますが、市民の方からこのようなものを取り上げてほしいという要望はあるのでしょうか。もしなければ、そうした要望があればお知らせくださいと記載することに問題がないのかどうかを確認したいです。

【事務局】 1点目の予算の決定のプロセスに関して、来年度の予算については一定程度、市報の特集面において周知しているところかと思いますが、決定のプロセスまで細かく掲載はできていないと思われます。過去の掲載状況や現状の周知方法等も含め、C I Mコラムとして掲載できるかどうか検討させていただければと思います。

予算に関する基本的な流れとしては、どの自治体においても、市長が予算に係る議案として議会に提出し、議決機関としての議会が最終的に決定して確定という流れかと思います。細かい部分でいうと、政策的な内容や予算規模が大きい事業等に係る内部的な予算案の編成については、本市の場合、概算要求という制度を取っており、それ以外のいわゆる本予算については、まさに現在、各課から予算案を提出し、財政部門や企画部門で内容の審査が行われているところです。

委員の提案の趣旨としては、そのような内部的な一連の流れに加えて、市民からの要望がどのようなタイミングで反映されるのか、あるいは実際に反映された事例

があるかということかと思います。特定の事業というわけではないので、どのような切り口であれば1,000字程度で記事化できるかどうかを検討する必要がありますが、非常によいテーマなのではないかと思います。

2点目のC I Mコラムの記事中の一番下に記載している問合せ先について、大きくは記事の中身についての問合せ先としての所管課と、C I Mコラム全般についての問合せ先としての市民活動推進課情報公開担当と2つの電話番号を掲載しています。

C I Mコラムのテーマについてのご意見を頂戴しているかどうかについて、把握している限りにおいてはありません。もし、市民の方からご意見がありましたら、市民対応の一環で事務局として説明しますし、テーマとして取り上げるべきということになれば、次回審議会において事務局提案を行い、審議の上、テーマ案として決定することになるかと思われます。

ただ、掲載した内容について、事業の性質に照らし、よりよい書き振りがあってはならないかというご意見をいただいたことはあります。

【委員】 ありがとうございます。1点目については事務局からの補足説明のとおり趣旨での提案です。

2点目については、限られた人数の委員の中でテーマ案を検討することも必要かと思いますが、それ以外にも一般の市民の方がどのような感覚でいるのかについて積極的に取り入れたほうがよいと思ったので提案しました。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 別のテーマ案の提案ではありませんが、事務局から提案のあった保護司について、確か今月の閣議決定で保護司法の改正が決定される所だったかと思います。改正案においては、保護司の活動場所の提供について、自治体に対して努力義務として課されるような内容も含まれており、そのような観点からも掲載は非常に望ましいことだなと思いました。ただ、掲載のタイミングについて、法律の改正や成立、施行時期等を見越して、よりよいタイミングを図っていただくとよいと思いました。

【事務局】 事務局から提案したものの、詳細については把握しきれていない部分もあるため、事務局としてもリサーチしつつ、所管課と協議の上、掲載のタイミングについてはご指摘いただいた内容も踏まえ、見極めながら進めたいと思います。

【会長】 他には委員の皆様、ご発言ありませんでしょうか。

それでは、保護司及び予算編成のプロセスについて、掲載のタイミングの問題等があるかと思うので、そのあたりも含めて検討いただき、掲載の方向で所管課等との調整をしていただければと思います。

それでは、今の2件について、審議会としてできるだけ掲載の方向ということで決定したいと思います。

(4) 旧個人情報保護審議会諮問事項の報告について

[事務局より、令和4年度まで旧個人情報保護審議会の諮問事項であって、現情報公開・個人情報保護審議会に報告することとなっている事項に関する具体的な報告案件4件について]

て報告を行った。]

(5) 個人情報ファイル簿及び個人情報事務ファイル簿の更新について

[事務局より、個人情報の保護に関する法律及び武蔵野市個人情報の保護に関する条例の規定に基づく個人情報ファイル簿及び個人情報事務ファイル簿について、令和7年4月1日付けで更新し、公開したことについて報告を行った。]

(6) その他

[事務局より、次回の開催時期が令和8年2月から3月までの間の予定であることを連絡し、別途日程調整することを確認した（その後、令和8年3月18日（水）午後6時30分からハイブリッド形式で開催することとなった。）。

以上